

<一般委託>

北下浦漁港海岸侵食対策事業ほか費用対効果分析業務 仕様書

北下浦漁港海岸侵食対策事業ほか費用対効果分析業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、北下浦漁港海岸及び佐島漁港における施設整備のため、農山漁村地域整備交付金事業の事業申請に必要な費用対効果分析を行うことを目的とする。
2	履行期間	契約の日から150日間
3	施行場所	横須賀市野比2丁目から津久井1丁目まで(海岸保全区域) 横須賀市佐島1丁目から3丁目まで及び芦名1丁目(漁港区域)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	海岸法、漁港漁場整備法
7	資格要件	本業務履行については、平成26年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した海岸事業または水産基盤整備事業における費用対効果分析業務の契約を元請として締結し、完了した実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	港湾部港湾企画課 有賀 広季 (連絡先 046-822-8438)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

# 特記仕様書

## 1 業務名

北下浦漁港海岸侵食対策事業ほか費用対効果分析業務

## 2 検討対象位置

横須賀市野比2丁目から津久井1丁目まで（海岸保全区域）

横須賀市佐島1丁目から3丁目まで及び芦名1丁目（漁港区域）

## 3 履行期間

契約の日から150日間

## 4 業務目的

北下浦漁港海岸は、横須賀市の南東部に位置する約3kmの海岸であり、海岸背後には、三浦海岸へ向かう国道134号や県道久里浜港線が整備されている。

当該海岸では、昭和40年代から海岸侵食が徐々に進み、越波や吸出しによる護岸の倒壊などの被害が生じていたことから、平成18年3月に「北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画」が策定され、平成19年度より海岸保全施設の整備を順次進めてきている。

一方、横須賀市西部に位置する佐島漁港は、定置網や巻き網漁業等の沿岸漁業が盛んな第2種漁港であり、昭和27年度から本格的に漁港施設の整備を進めてきているが、現在も静穏度の向上を目的とした外郭施設の整備を継続している状況である。

本業務は、前述の北下浦漁港海岸及び佐島漁港における施設整備を継続するため、農山漁村地域整備交付金事業の事業申請に必要な費用対効果分析を行うものである。

なお、費用対効果分析の実施にあたっては、以下の事業を対象とする。

- ・北下浦漁港海岸侵食対策事業（計画期間：平成19年度～平成36年(令和6年)度
  - ・佐島地区地域水産物供給基盤整備事業（計画期間：平成14年度～平成31年(令和元年)度
- ※計画期間は、現時点のものであり、見直す可能性があります。

## 5 一般事項

（業務仕様書）

仕様は、本書を最優先とし、本書に定めのない事項については、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部、平成30年5月）」の定めによるものとする。

（配置技術者）

- (1) 本業務に従事する主任技術者は、水産部門(水産土木)の技術士の資格を有すること。
- (2) 現場代理人が前項の資格を有する場合には、主任技術者を兼ねることができる。
- (3) 照査技術者は、現場代理人及び主任技術者を兼ねることができない。

（承認）

受託者が監督員に承認を求める場合は、文書によることとし、その回答も同様とする。

(再発注の禁止)

受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請け負わせてはならない。

(守秘義務)

受託者は、検討の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

(TECRIS 登録)

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において、契約金額 100 万円以上の業務について、業務実績情報サービス (TECRIS) 入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (3) 履行期間中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

(その他)

- (1) 契約後、速やかに業務計画書を提出すること。業務計画工程表は、業務全体のスケジュールを考慮したうえで、監督員と協議し作成すること。
- (2) 業務の進捗状況等について監督員と密に連絡を取り業務が円滑に履行できるよう配慮すること。本仕様に記載なき事項及び疑義を生じた場合には、監督員と協議のうえ対処すること。
- (3) 業務実施上必要な官公署、その他機関に対する手続き及び交渉等は、本市が折衝にあたる必要があると認める以外は、受託者が連絡を取り十分な協調を保つこと。
- (4) 本業務完了後、内容について誤りが認められた場合には受託者は速やかに訂正を行うこと。なお、これに要する経費は受託者の負担とする。

## 6 業務内容

### 費用対効果分析業務 1 式

- ・ 北下浦漁港海岸侵食対策事業
- ・ 佐島地区地域水産物供給基盤整備事業

#### (1) 業務計画

業務内容及び既存資料を把握し、検討方針、作業手順並びに業務が円滑に実施出来るように作業工程を検討する。

(2) 既存資料の収集・整理

当初計画や整備実績、既存の波浪推算資料など、検討に必要な資料を収集・整理する。  
また、必要に応じて漁業者への聞き取り調査を行い、施設の利用状況等についても整理する。

(3) 地区水産業及び社会経済動向調査

対象地区における水産業の位置付けや現状、社会経済の動向等について整理し、取りまとめる。

(4) 漁港及び海岸整備計画の整理

対象地区における施設整備事業の整備方針や今後の計画内容等を整理する。

(5) 費用対効果分析（北下浦漁港海岸）

これまでの検討結果や既存資料等を用いて、「海岸事業の費用便益分析指針（平成 16 年 6 月）」に基づき、費用対効果分析を行う。

①費用項目の抽出、算定

対象地区の事業計画や整備実績を踏まえて、発生する費用を年度毎に整理する。

②便益項目の抽出、算定

対象地区の実態を踏まえて評価項目を抽出し、浸水防護便益など発生する便益を年度毎に算出する。なお、波浪条件等については、既存の離岸堤等の設計条件を参考とすること。

③発現効果の把握及び評価様式の作成

整備計画に対する発現効果を把握するとともに、事業の経済的妥当性を確認する。  
また、評価結果を費用対効果分析の各様式に整理する。

(6) 費用対効果分析（佐島漁港）

これまでの検討結果や既存資料等を用いて、「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（平成 31 年 4 月改訂）」に基づき、費用対効果分析を行う。

なお、分析は整備施設が異なる 3 ケース程度とし、監督員と協議のうえ決定すること。

①費用項目の抽出、算定

対象地区の事業計画や整備実績を踏まえて、発生する費用を年度毎に整理する。

②便益項目の抽出、算定

対象地区の実態を踏まえて評価項目を抽出し、発生する便益を年度毎に算出する。

③発現効果の把握及び評価様式の作成

整備計画に対する発現効果を把握するとともに、事業の経済的妥当性を確認する。  
また、評価結果を費用対効果分析の各様式に整理する。

(7) 報告書作成

以上の検討の過程、結果等を報告書として取りまとめる。

(8) 協議・報告

協議・打合せは、事前協議、中間報告、最終報告の 3 回を基本とする。  
その他必要が生じた場合は、その都度、監督員と協議するものとする。

## (9) 照 査

受託者は、照査技術者を定め、業務の検討方法、検討結果等の適切性について照査するものとする。照査技術者は当該業務に関わる分野の技術士、またはこれと同等の力量経験を有する技術者とし、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ署名捺印し、監督員に提出するものとする。

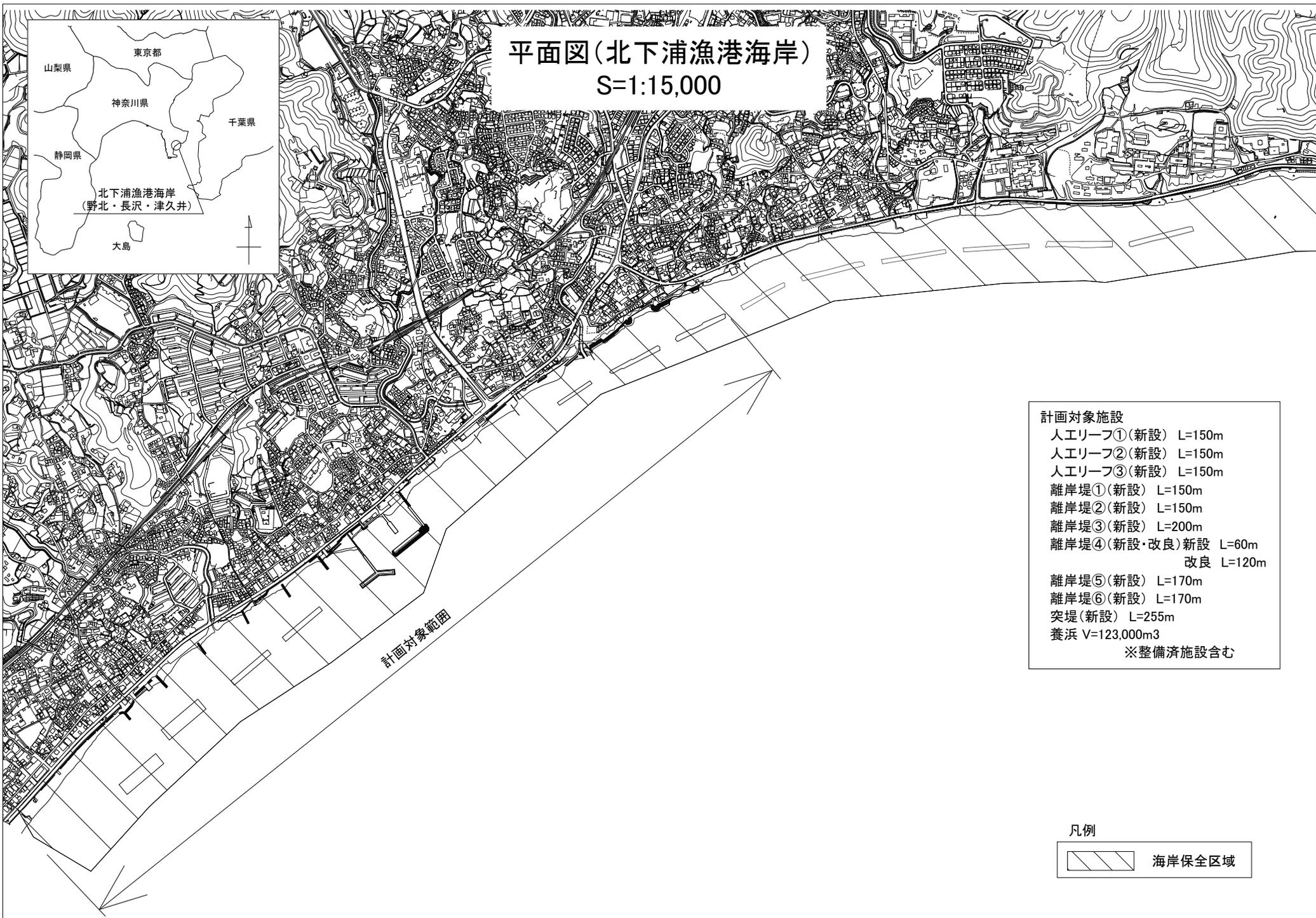
## 7 成果品

受託者は、業務の成果として、以下の内容の成果品を作成し提出するものとする。

(報告書)	黒表紙製本 (A 4 判) .....	2 部
	原稿 (電子成果) .....	1 部
(図面)	電子成果 .....	1 式

図面データは AutoCAD LT2019 で使用できるものとし (過去のバージョンを読み取ることは可能)、図面については A 3 判で判読可能な大きさとする。

# 平面図(北下浦漁港海岸) S=1:15,000



- 計画対象施設
- 人工リーフ①(新設) L=150m
  - 人工リーフ②(新設) L=150m
  - 人工リーフ③(新設) L=150m
  - 離岸堤①(新設) L=150m
  - 離岸堤②(新設) L=150m
  - 離岸堤③(新設) L=200m
  - 離岸堤④(新設・改良) 新設 L=60m  
改良 L=120m
  - 離岸堤⑤(新設) L=170m
  - 離岸堤⑥(新設) L=170m
  - 突堤(新設) L=255m
  - 養浜 V=123,000m<sup>3</sup>
- ※整備済施設含む

凡例

 海岸保全区域

# 平面図（佐島漁港）

S=1:15,000

## 計画対象施設

### 本港地区

防波堤①(改良) L=300m

防波堤②(新設) L=50m

防波堤③(新設) L=90m

### 芦名地区

防波堤①(新設) L=120m

防波堤②(新設) L=50m

防波堤③(新設・改良) 新設 L=50m  
改良 L=21.5m

漁港道路 L=105m

漁港施設用地 A=1,120m<sup>2</sup>

※整備済施設含む



凡例

▨ 漁港区域